

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	9	府省庁名	農林水産省																
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（自動車取得税 都市計画税 地方消費税）																		
要望項目名	漁船保険団体の組織統合一元化に伴う税制上の所要の措置																		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 漁船保険組合及び漁船保険中央会の組織統合一元化に伴い、新たに全国を区域とする漁船保険組合を設立する。</p> <p>・特例措置の内容 漁船保険組合及び漁船保険中央会の組織統合一元化に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。 ①地方税法に規定されている漁船保険組合及び漁船保険中央会の非課税措置の継続。 ②組織統合一元化により承継される資産に係る課税の特例措置の創設。</p>																		
関係条文	<table border="0"> <tr> <td>法人住民税</td> <td>地法 25、地法 296</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>地法 72 の 5①五</td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td>地法 73 の 4</td> </tr> <tr> <td>固定資産税</td> <td>地法 348④</td> </tr> <tr> <td>事業所税</td> <td>地法 701 の 34</td> </tr> <tr> <td>自動車取得税</td> <td>地法 115</td> </tr> <tr> <td>都市計画税</td> <td>地法 702 の 2</td> </tr> <tr> <td>地方消費税</td> <td>地法 72 の 78</td> </tr> </table>			法人住民税	地法 25、地法 296	事業税	地法 72 の 5①五	不動産取得税	地法 73 の 4	固定資産税	地法 348④	事業所税	地法 701 の 34	自動車取得税	地法 115	都市計画税	地法 702 の 2	地方消費税	地法 72 の 78
法人住民税	地法 25、地法 296																		
事業税	地法 72 の 5①五																		
不動産取得税	地法 73 の 4																		
固定資産税	地法 348④																		
事業所税	地法 701 の 34																		
自動車取得税	地法 115																		
都市計画税	地法 702 の 2																		
地方消費税	地法 72 の 78																		
減収見込額	<p>[初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] (減収見込額は精査中) (単位：百万円)</p>																		
要望理由	<p>(1) 政策目的 漁船損害等補償法に基づく漁船保険事業は、不慮の事故により生じた損害、漁船の運航に伴う不慮の費用負担及び責任の発生により生じた損害等を補填することにより、漁業経営の安定に資することを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性 漁船保険事業は、漁業者にとって最も重要な生産基盤である「漁船」を守る保険として、災害や不慮の事故等により生じた損害を補填する制度であり、漁業者の経営安定に重要な役割を果たしてきたところ。</p> <p>漁船保険組合及び漁船保険中央会は当該事業を実施しており、その公益性等の観点から地方税法等において非課税団体として規定されている。</p> <p>岩手・宮城両県をはじめとして多数の漁船所有者に甚大な被害をもたらした先の東日本大震災の際に、漁船保険の保険金支払が漁業者の経営再建に大きく寄与した一方で、岩手・宮城両県の漁船保険組合においては、当該組合の準備金だけでは保険金全額の支払ができない事態となったところ。</p> <p>さらに、今後、南海トラフ地震のような大規模災害の発生も想定されるところであり、現在の県単位等の漁船保険組合では大規模災害発生時等に十分な対応ができないおそれがある。</p> <p>このような状況を踏まえ、より安定的な保険事業の基盤を確保していくため、45漁船保険組合及び漁船保険中央会は、平成29年4月を目途として組織統合一元化を検討しており、新たに設立される漁船保険組合において、現在の漁船保険組合及び漁船保険中央会が受けている地方税の非課税措置を継続すると共に、組織統合一元化により承継される資産についての課税の特例措置を創設する必要がある。</p>																		
本要望に対応する縮減案	-																		
		ページ	9 - 1																

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 漁業経営の安定</p>
	政策の達成目標	4 5 漁船保険組合と漁船保険中央会の組織統合一元化により、安定的な漁船保険事業の基盤を確立する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	①地方税法に規定されている漁船保険組合及び漁船保険中央会の非課税措置の継続。 ②組織統合一元化により承継される資産に係る課税の特例措置の創設。
	同上の期間中の達成目標	「政策の達成目標」と同じ
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	組織統合後の漁船保険組合に適用
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	漁船保険組合及び漁船保険中央会を統合し、安定的な保険事業の基盤を確保することにより、漁業経営の安定に資するものである。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>国税において、以下の措置を要望している。</p> <p>①法人税法等に規定されている漁船保険組合及び漁船保険中央会の非課税措置の継続。 ②組織統合一元化により承継される資産に係る課税の特例措置の創設。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	漁船保険組合についての地方税の軽減をすることにより、組合の経営の健全性が保たれ、漁業経営の安定に寄与することとなる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—